

第7期 一般事業主行動計画

令和8年2月6日
鳥取県国民健康保険団体連合会

次世代育成支援対策推進法の指針を踏まえ、職員がその能力を発揮し、「仕事」と「生活」の調和を図り、「出産・子育て」する職員を職場として助け合って支援していくという意識を共有するとともに、働きやすい環境を整備するため、次のとおり第7期行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日（2年間）

2. 目標及び目標達成に向けた対策等

目標①：年次有給休暇等の取得を次の水準以上にする。

○年次有給休暇の平均取得率を70%以上とする。

○夏季休暇、指定休暇の取得率を100%とする。

<具体的対策>

●令和8年4月～

- ・管理職は、有給休暇の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、定期的に休暇取得計画と取得実績を確認して、計画的な取得の促進につながるよう職員に声かけを行う。また、計画どおりに休暇取得が進まない場合、当該職員への面談等により理由を確認しながら取得しやすい環境整備を図る。
- ・指定休暇制度（年間6日間設定。年5日の時季指定含む。）を引き続き導入し、夏季休暇とあわせ職場内に取得計画を掲示（職員にオープン）して、管理職及び職員が相互に声かけしながら、完全消化を目指す。

目標②：育児休業の取得率を次の水準以上にする。

○職員の育児休業取得率を100%とする。

○子の出生時における特別休暇を取得した者の割合を100%とする。

<具体的対策>

●令和8年4月～

- ・出産・子育て期にある職員（男女を問わず）に向けた制度の周知等を行い、育児休業等の取得の促進を図る。
- ・全職員に向けて育児休業、産後パパ育休などの制度の周知を図り、取得の促進と取得しやすい環境を整備する。
- ・「鳥取県男女共同参画推進企業」、「鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業」として、仕事と家庭の両立に配慮しながら男女とも働きやすい環境づくりに積極的に取り組む。
- ・職員が安心して育児休業を取得しやすい環境を整備するために、育児休業の期間も勘案しながら、代替職員の配置等に努めるものとする。
- ・育児休業者が安心して職場復帰できるよう、本人の意向も確認し、必要な情報提供を行う。

目標③：適正な時間外勤務管理等を行い、所定時間外・所定休日労働時間の一人当たり合計時間（年間）を140時間以内にする。

<ノー残業デーの実施など時間外勤務の削減に向けた具体的対策>

●令和8年4月～

- ・ノー残業デーの（毎月各課で設定）実施
- ・時間外勤務の事前申請を徹底し、適正な時間外勤務管理を図る。
- ・必要に応じた事務分担の見直しなどにより、時間外勤務の平準化及び職員間の時間外勤務時間数の格差を是正する。また、勤務時間の割振制度を活用し、時間外勤務の削減を図る。

【目標①～③の達成に向けた共通の具体的対策】

- ・仕事と家庭の両立に係る研修会の実施等を通じて、年次有給休暇等及び育児休業の取得促進と時間外勤務の縮減に対する職場全体への意識啓発に努め、職員同士で声をかけあうような職場環境づくりに努める。
- ・管理職はイクボス・ファミボスとして、ワークライフバランスの内容を含めた職員全体への意識啓発を図りながら、働きやすい職場づくりに取り組む。
- ・仕事と家庭の両立に関する相談窓口を設置する。